

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【公開番号】特開2012-243775(P2012-243775A)

【公開日】平成24年12月10日(2012.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2012-052

【出願番号】特願2011-108639(P2011-108639)

【国際特許分類】

H 01 L 31/042 (2014.01)

【F I】

H 01 L 31/04 R

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月28日(2014.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

耐候層、厚さ100μm以上の結晶シリコンからなる発電層を有する太陽電池素子が封止材により封止されてなる封止層、及び金属-樹脂複合板からなる基材層が、この順に積層されてなる太陽電池モジュール。

【請求項2】

前記金属-樹脂複合板の厚さが、1mm以上10mm以下である請求項1に記載の太陽電池モジュール。

【請求項3】

前記金属-樹脂複合板の、金属の層の1層当たりの厚さが、0.1mm以上1.8mm以下である請求項1又は2に記載の太陽電池モジュール。

【請求項4】

前記金属-樹脂複合板が、金属-樹脂-金属の3層からなる請求項1~3のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項5】

前記金属-樹脂複合板が、アルミニウム-ポリオレフィン系樹脂複合板である請求項1~4のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項6】

前記封止材が、エチレン-酢酸ビニル共重合体、プロピレン・エチレン・-オレフィン共重合体からなる共重合体、またはエチレン・-オレフィン共重合体からなる共重合体を含む材料からなることを特徴とする請求項1~5のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項7】

前記耐候層と前記封止層の間に、さらに耐衝撃性を有する層を含むことを特徴とする請求項1~6のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。

【請求項8】

前記金属-樹脂複合板の非受光面側の層が、絶縁性を有する樹脂からなる層であることを特徴とする請求項1~7のいずれか一項に記載の太陽電池モジュール。